

総論

経済連携に向けた規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTAの数は急激に増加している。WTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかった地域貿易協定（FTA/EPA、関税同盟等）は、2011年11月15日時点で505件にまで急速に増大している。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、EPAは更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力、人的交流の拡大等を含むことを示す概念である¹。更に、これらEPAの要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を抜き出して作成される二国間投資協定（BIT）の締結数も世界的に増えている。我が国は、2012年2月現在、13の国・地域との間でEPA/FTAを、15の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効させている。

EPA/FTA急増の背景として、いくつかの要因が考えられる。EUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTAやAFTA（アセアン自由貿易地域）の成立を促したと想像される。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、貿易転換効果によって不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA加盟国と関税同盟・EPA/FTA地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいて

は、ASEAN域内でのFTA（AFTA）が1993年に発効した後、「ASEAN + 1」のFTA網が形成され、2010年1月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドとASEANとのFTAが発効した。（EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照）。

EPA/FTAは、特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の第一の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSが、物品・サービスの自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第Ⅱ部第15章「地域貿易協定」参照）。

しかしながら、WTOにおけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、EPA/FTAにおけるバイ（二国間）の取組とは、相互に補完し合うものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取り組みや、アジア太平洋地域でAPEC（アジア太平洋経済協力）において進められている地域協力の取り組みは、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、

¹ 近年のFTAの中には投資環境整備等のEPAの要素を含むものもあり（例：韓米FTA）、EPAとFTAの区別は厳密なものではない。

投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することが可能である。

具体的なEPA/FTAの締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

i) 域内企業間の競争と、全域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する

ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分

野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTA/EPAが締結されることになれば、先に述べた貿易転換効果により、EPA/FTAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するEPA/FTAやBITで規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体についてもWTO協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。こうした観点もふまえ、第Ⅲ部においては、日本が締結したEPA/FTA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたEPA/FTAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。(なお、第三部全体を通し、基本的に2012年4月現在の情報を記載。)

2. 世界における経済連携の動向 (2012年2月現在)

(1) 世界全体の概観

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成(1992年)、NAFTA発足(1994年)を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂(1999年)は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域間でのFTA/EPA締結を世界的な潮流として、更

に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、FTA/EPAに関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである(従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例)。このように、WTO協定がカバーしていない様々

な分野について、締約国間で、その経済実態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備できることが、FTA/EPAの1つの利点である。

近年のFTA/EPAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のFTA/EPAとともに、近接しない国・地域間でのFTA/EPAを締結する動きが活発化していることが挙げられる（EU・メキシコ協定、EFTA・メキシコ協定、韓国・チリ協定、EU・南アフリカ協定など）。このようなFTA/EPAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTA/EPAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

更に、第三に、「地域統合」型のFTA/EPAや広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における「地域統合型」のFTA/EPAの進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34か国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効している。アジア地域では、東・東南アジア全域をカバーするASEANプラス6などの動きがある。日中韓FTAの共同研究が2011年12月に終了している。

（2）主な地域統合の概観と各国等の動向

①米州

（a）北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、

域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国ともFTAを締結している。

（b）米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）の概観

FTAAは、キューバを除く米州34か国による自由貿易地域を創設する構想である。2005年12月までの協定発効を目指して交渉が進められたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メルコスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。具体的な交渉が行われないまま、2005年11月、米州サミット（キューバを除く米州34か国の首脳会議）では、メルコスール・ベネズエラがFTAA推進に否定的な立場をとったため、FTAAの交渉は完全にストップし、その後現在に至るまで交渉再開の目処は立っていない。

（c）南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ及び2006年7月に正式加盟したベネズエラを加えた5か国で構成される関税同盟である（パラグアイのみ未批准）。なお、ベネズエラは、今後、加盟国として、対外共通関税への統合と域内関税の廃止が必要となっている。また、1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドルと経済補完協定を締結し、これら5か国を準加盟国としている（メキシコを準加盟国とする動きもあ

る)。メルコスールの統合については、現在、ウルグアイ及びパラグアイがメルコスールによる恩恵を受けられていないと域内不均衡に不満を示しており、ウルグアイは独自に米国、中国、インド等とのFTAを模索する動きを示している。また、政治的思惑が先行された形で、ベネズエラがメルコスールに加盟したこともあり、メルコスールはその維持・拡大・深化の在り方が問われている。EUとのFTA交渉については、農産品等の扱いで交渉が一時頓挫したが、2005年9月のEUメルコスール閣僚会合で交渉の継続が確認され、2006年11月、交渉実務者レベル間で合意がなされた。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。

アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエルと2007年12月にFTAを締結したほか、中国、韓国、インド、パキスタン、GCC（湾岸協力会議）、エジプト、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ）、カリブ共同体（CARICOM：カリブ諸国14か国と1地域）、南アフリカとの間で特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。

我が国との関係では、2005年5月、第11回日本ブラジル経済合同委員会において、日本ブラジルEPAに係る共同研究会設置についての共同コ

ミュニケが発出された。両国の経済団体（日本経団連及びブラジル全国工業連盟）は、日本ブラジルEPAの締結に向けた働きかけに取り組むこととしている²。また、在アルゼンチン日本商工会議所及び日亜経済委員会日本側委員会の日本アルゼンチンFTA研究会は、2004年3月、日本メルコスールFTAの早期締結に係る要望書を日本政府に提出している。

(d) アンデス共同体（CAN：Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4か国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明、但し、通商関係制度は脱退後も5年間は有効。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及びコロンビア、ペルー、エクアドルの対米FTA交渉により一時議論が停滞し、このうちコロンビア、エクアドルに関しては新対外共通関税を開始した。ペルーに関しては2008年1月31日まで発効を停止することが合意されていたが、その後、進捗が見られていない。主要動向としては、EUと2006年6月経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4か国首脳が署名し、

² メルコスールは関税同盟であるため、域外との通商協定はメルコスールとして締結すること（所謂「4+1」原則）を定めており、仮に、我が国がブラジル等のメルコスール加盟国とのEPAを締結する場合には、二国間の協定に先立って我が国とメルコスールとの間で「枠組み協定（framework agreement）」を締結する必要がある。過去には、メキシコがウルグアイとのFTAを締結した際に、事前にメルコスールと「枠組み協定」ACE第54号を締結している。この「枠組み協定」ACE第54号は、メキシコとメルコスール加盟国との間で既に締結されている協定、あるいは今後締結される協定は、メキシコとメルコスールとの協定の一部と見なされることを規定している。

2007年9月からFTA締結に向けて交渉を継続している。2010年6月末～7月はじめには、EUと再度交渉開始を決めてから第1回の交渉会合が開催された。米国とのFTAは、2006年11月にコロンビアが署名、2009年2月にペルーが発効、エクアドルは、2006年5月の米国石油企業との参入契約破棄問題を巡り交渉が中断している。

(e) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間FTA 以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法 (貿易促進権限 (TPA) を含む) の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとしてFTA交渉を積極的に展開し、2003年9月のWTOカンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国はFTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。中米5か国 (エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ) 及びドミニカ共和国とのFTA (DR-CAFTA) については、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとのFTAが発効したことにより、6か国全てとFTAが発効している。

また、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国 (コロンビア、ペルー、エクアドル) とのFTAは、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認、2009年2月に発効した。コロンビアとの間では2006年11月に署名を行った。エクアドルとの間では2006年5月以降交渉が中断してい

る。また、パナマとのFTAについても2007年6月に署名している。更に米国は2007年6月、韓国とのFTAにも署名している。

韓国とのFTAは、その後アメリカ議会の批准の見通しが立っていなかったが、両国間で改めて交渉を実施した結果、2010年12月に再度の交渉合意に至った。韓国・米国の各国議会の承認を経て、2012年3月に発効した。

2011年2月時点では、これらの他、シンガポール、チリ (いずれも2004年1月～)、豪州 (2005年1月～)、モロッコ (2006年1月～)、バーレーン (2006年1月～) との間でFTAが発効している。

その他、交渉継続中のものとして、米州自由貿易地域 (FTAA: キューバを除く北中南米34か国)、南部アフリカ関税同盟 (ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド)、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦とのFTAがある。また2006年11月には、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を提案、2008年9月には、米国がすべての分野で環太平洋パートナーシップ (TPP) に参加するための交渉を立ち上げる旨発表した。さらに2009年11月には、オバマ大統領がTPPへの関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には第1回TPP交渉会合が行われ、2011年12月末までに計10回の交渉会合が開かれている。(FTAAP及びTPPの動きについては③ (d)、(iii) 環太平洋パートナーシップの項を参照)

(ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月から発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナダ、EU (EUの項参照)、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々などと、計12本のFTAを締結している。また、2005年9月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意し、2006年2月から交渉を開始したが、韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられなかった。しかし、2006年12月のカルデ

ロン新政権発足以降、メキシコの通商交渉政策がより経済開放的な方向に転換し、2007年8月、韓国とメキシコの両国政府は、「経済補完戦略協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表した。また、2011年4月には、現政権下で初めてとなるペルーとのFTAに署名した。

(iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州、トルコ、ベトナム等とはFTAを、EU、P4（シンガポール、NZ、ブルネイ）とは経済枠組み協定を、その他の中南米諸国及びインドとは経済補完協定又は部分関税協定を署名又は発効させている。更に、マレーシアとは2010年11月に署名、タイとはFTA締結に向けて交渉を開始している。なお、我が国とは、2006年2月よりEPA交渉を開始し、2007年3月に署名、同年9月に発効した。

②欧州

(a) 欧州連合（EU：European Union）の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体（EEC）は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、1992年を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃を経て、1993年には経済・通貨の統合だけでなく政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約が発効し、12か国で構成される「欧州連合（EU）」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15か国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが

2004年5月に正式加盟し、25か国体制となった。また、ルーマニア及びブルガリアが2007年1月に加盟し、EUは27か国体制に移行した。2005年からクロアチア及びトルコとの加盟交渉が開始され、クロアチアについては、2013年7月にEUに加盟予定である。

拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が国内法に基づき批准を行うこととなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。

(b) EUのFTA締結の動き

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に展開してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6か国）と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済領域（EEA：European Economic Area）」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易地域を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易地域を目指している。

EUは、こうした周辺諸国以外の国とも広範な地域にわたる地域協力関係構築の動きを見せている。1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国(ACP諸国)77か国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌ協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ(アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域)との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉の準備を目的とする、地域間協力枠組協定に署名した。農産物市場開放に関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2010年5月に交渉を再開した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力会議(GCC:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦)と

は、1990年にFTA交渉を開始した。当初大きな進展は見られなかったものの、2005年EU・GCC閣僚会議において、サービス貿易、工業品の輸入関税及び公共調達分野を中心に交渉を加速させ、すべての分野で合意が成立して初めて妥結する「一括受諾方式」とすることで合意した。

アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「GlobalEUROPE competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2010年10月に正式署名するとともに、2011年7月に暫定発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2012年早期の合意を目指している。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。まずはシンガポールと2010年3月に交渉を開始したほか、10月にはマレーシアとも交渉を開始した。

カナダとも、2009年5月に交渉開始に合意し、10月から交渉を始め、2011年10月までに9回の交渉を重ねている。

なお欧州委員会は2010年11月に、EUの新たな通商政策(「貿易、成長、世界情勢」)を公表し、①FTA交渉中のインドやメルコスール等の主要貿易相手国との野心的なFTA締結、②米国、中国、ロシア、日本等の戦略的相手国との貿易関係の深化、③中国、ロシア、インド、カナダ、シンガポール等の重要な貿易相手国との包括的な投資規定の交渉開始について言及。(日EU間の動きについては3. 我が国における取組参照)

③アジア

(a) ASEAN自由貿易地域(AFTA: ASEAN Free Trade Area)の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟10か国による自由貿易地域であ

る。1993年1月より関税引き下げを開始し、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、域内関税を段階的に引き下げ、最終的には2003年までに0～5%に引き下げ、数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及びASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）の域内関税の引き下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなり、2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。さらに、2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体（AEC）実現に向け、優先11業種（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光）のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。更に、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、すべてのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意していたが、2007年1月には、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒して創設することを決定した。また同年11月には、法的拘束力のある「ASEAN憲章」の署名がASEAN首脳会議で行われ、2008年12月に発効した。従来の緩やかな

共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名されたほか、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）とアセアン投資地域枠組合意を統合・改定した「アセアン包括的投資協定（ACIA）」が署名された。2010年1月から、アセアン6か国の域内関税は、完全に撤廃された。

(b) ASEANを巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEANとのFTA/EPA締結への動きを活発化させている。

(i) 中国ASEAN FTA

2000年11月の首脳会議で、朱鎔基首相が中国ASEAN FTAを提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国ASEAN自由貿易地域（FTA）を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月1日に発効した。2004年11月には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始し、2010年1月にはASEAN6ヶ国対象品目の9割について関税が撤廃された。また、2007年1月に署名された「サービス貿易協定」は同年7月に発効、2009年8月に署名された「ASEAN中国投資協定」は2010年1月に発効した。

(ii) 韓国ASEAN FTA

2004年3～8月の韓国ASEAN FTA 専門家共同研究会後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した（CLMVは別途設定）。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年6月より関税引き下げを開始した。また、2007年11月に「サービス貿易協定」に署名（タイを除く）し、2009年5月に発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。ASEAN6か国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃される予定である。

(iii) インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10カ国全ての国との発効に至った。現在、サービス分野の自由化も含む包括的経済連携協定（CEPA）とすべく、交渉が行われている。

(iv) 豪州・ニュージーランド（CER）ASEAN FTA

2002年9月のASEAN・CER経済大臣会合において、豪・NZ（豪・ニュージーランド自由貿易協定：CER）とASEANは「AFTA・CER-CEP」

共同閣僚宣言（FTAは含まれない）に署名した。これによりASEANとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにASEANとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN—豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、ASEAN—豪・NZとのFTA交渉が2005年2月に交渉を開始した。2008年8月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含むFTAに合意し、2009年2月に署名され、2010年1月に発効した。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA/EPA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド（2001年1月）、日本（2002年11月）、欧州自由貿易連合（EFTA、2003年1月）、豪州（2003年7月）、米国（2004年1月）、インド（2005年8月）、ヨルダン（2005年8月）、韓国（2006年3月）、パナマ（2006年7月）、ペルー（2009年8月）、中国（2009年1月）との間でFTA/EPAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を締結している（2006年5月：ニュージーランド、同年7月：ブルネイ、同年11月：チリ）。さらに、GCC（2008年12月）、コスタリカ（2010年4月）と署名、パキスタン、カナダ、ウクライナ、EU等とは現在交渉中である。一方、メキシコとの交渉は中断したままとなっており、エジプトとは交渉開始に合意したものの開始に至っていない。

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州（2005年1月）、ニュージーランド（2005年7月）、日本（2007年11月）との間ではFTAが発効している。バーレーン、ペルー、インドとの間

ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し、ペルーとは交渉を継続中（ア－リーハベスト（EH）は署名済み）、インドとは全体交渉を継続中（EHは実施済み）となっている。また、米国（2004年6月開始）、EFTA（2005年10月開始）とも交渉を開始している。

（iii）マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。日本（2006年7月発効）とパキスタン（2008年1月発効）との間ではFTA/EPAが発効している。2005年3月に交渉が開始されたニュージーランドについては、2009年10月に署名され、8月に発効されたほか、チリについては、2010年10月に署名（物品のみ）した。また、インド（2008年2月開始）については、2011年2月署名され、同年7月1日付けで発効された。これまで交渉が中断していた豪州（2005年5月開始）については2013年3月までの妥結を目指すとしている。TPP交渉は2010年12月に正式参加したほか、2010年にはEUとの交渉を開始した。その他、トルコとの交渉も開始している。

（iv）韓国

韓国は、世界的にFTA/EPAが拡散する趨勢に効率的に対応するため、2003年に「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針を確認した。また、2004年12月に外交通商部にFTA局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA/EPA締結を加速させている。

2012年4月現在、韓国は、5カ国（チリ、シンガポール、インド、ペルー、米国）・3地域（EFTA、ASEAN、EU）との間でFTA/EPAを発効させている。その他、現在、交渉が中断している日本以外に、カナダ、メキシコ、GCC、豪州、ニュージーランド、コロンビア、トルコとの

間で交渉を行っている。（この内、トルコとは2012年3月、商品貿易分野等で仮署名。）また、7ヶ国（ベトナム、ロシア、イスラエル、中国、モンゴル、インドネシア、マレーシア）・4地域（日中韓、メルコスール、SACU、中米）との間で、共同研究等、交渉に向けた検討を行っている。なお、この内、日中韓FTAについては、産官学共同研究が2011年12月に終了した。また、韓中FTAについては、2010年5月に産官学共同研究が終了し、同年9月、政府間事前協議が行われた。そして、2012年1月に行われた韓中首脳会談では、韓国の国内手続きが終了し次第、韓中FTA交渉を開始することで一致した。

（v）中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港（2003年6月）、マカオ（2003年10月）、ASEAN（物品2004年11月、サービス2007年1月、投資2009年8月）、チリ（2005年11月）、パキスタン（2006年11月）、ニュージーランド（2008年4月）、シンガポール（2008年10月）、ペルー（2009年4月）とFTAを締結している（（）内は署名月）。このうちニュージーランドとのFTAは、15回の交渉を経て、2008年4月に締結され、中国にとって初めての先進国とのFTAとなった。現在、SACU（南部アメリカ関税同盟）、GCC（湾岸協力会議）、豪州、アイスランド、ノルウェー、スイスとの間で交渉を行っているほか、インド、韓国とはFTAの可能性に関する共同研究を終了した。中国との間では、共同研究を終えたのちに事前協議を行っている段階である。また、日中韓3国間では2010年5月から産官学共同研究を開始し、2011年12月に終了している。また、台湾との間では2010年1月に交渉を開始し、9月に発効しており、2011年の1月からは関税の引き下げが始まっている。（ECFA・経済協力枠組協定）。

（vi）インド

2003年10月にASEANと包括的経済協力のための枠組み協定を締結し、FTA交渉を開始、

2008年8月に物品分野について実質的に合意し、2010年1月に発効した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。更にシンガポールとは包括的経済協力協定(CECA)が2005年8月に発効している。マレーシアとの間でも2008年2月からCECA交渉中である。2004年1月には南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7か国が対象となる南アジア自由貿易圏(SAFTA)枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている(後述)。スリランカとは2008年7月に包括的経済連携協定(CEPA)交渉が妥結した。インドはこの他にも、GCCとの間でFTA、南アフリカ、SACU(南アフリカ関税同盟)、BIMSTEC(後述)との間ではFTA枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリとの間ではPTA(特恵貿易協定)を既に締結している。また、インドは、豪州、ロシア等との間で、FTA/EPAの研究会を開催しており、エジプトとも研究会の開催に合意した。豪州との共同研究は、2010年5月に終了している。中国とは2008年1月に研究会を終了した。韓国とは2006年3月からCEPAの交渉を開始し、2009年8月に署名、2010年1月に発効した。またこのほか交渉中の国としては、EU(2007年6月から)、NZ(2010年1月に交渉開始に合意)などがある。なお我が国とは2007年1月にEPA交渉を開始し、2010年9月に大筋合意に達し、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名し、同年8月1日に発効に至った(3. 我が国における取組の項参照)。

(vii) 豪州

豪州は各国とのFTA交渉に積極的に取り組んでおり、これまでにニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN-NZとのFTAが発効・締結されている。現在も日本、中国(2005年5月交渉開始)、韓国(2009年5月交

渉開始)、マレーシア(2005年5月交渉開始)、GCC(2007年7月交渉開始)と交渉を継続しているほか、インド、インドネシアとの共同研究を実施し、インドとの間では2010年5月に民間共同研究が終了し、インドネシアとの間では2010年11月に交渉開始に合意している。また、2008年11月には、TPPへの参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、これまでに豪州、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪、マレーシア、香港とのFTAを発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効しており、2009年10月にはGCCとの間で交渉を妥結している。現在もインド(2010年4月交渉開始)、韓国(2009年6月交渉開始)と交渉を継続しているほか、2010年11月には、ロシア-ベラルーシ-カザフスタンとの交渉開始に合意した。

(ix) 南アジア自由貿易圏(SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議が開催され、加盟7か国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ)が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国(インド、パキスタン、スリランカ)が最高税率を20%に削減、LDC国は同様に30%まで削減し、2016年までに同最高税率を0~5%に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

(x) BIMSTEC(ベンガル湾多分野技術経済協 カイニシアティブ)

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7か国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこ

れまでに19回の交渉が行われており、19回目の交渉では、2012年7月1日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

(d) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

(i) 東アジアの包括的経済連携 (RCEP)

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議を開催（以後常設化）、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域(EAFTA)」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家によるフェイズ2研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN

+6を参加国とする「東アジア首脳会議 (EAS)」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割 (significant role)」を果たすことなどを確認する共同宣言を発出した。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきの強まり及び、ASEANと日本・中国・韓国・印度・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」FTA/EPAの取り組みが進展したことから、16か国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター (ERIA)」の正式設立の合意がなされた。

CEPEAの専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月には、ASEAN+6経済大臣会合でこれを報告し、継続が合意された第2フェイズ研究は、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催され、最終報告書が取りまとめられた。2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野（原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域 (EAFTA) 及び東アジア包括的経済連

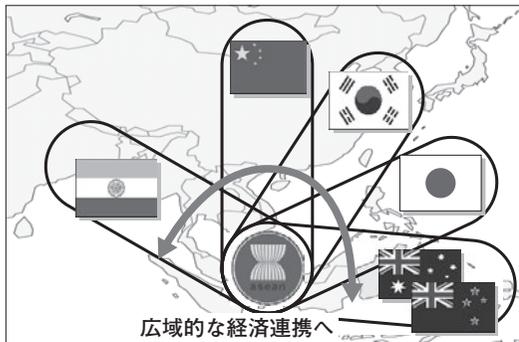
携（CEPEA）構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国（日中韓印豪NZ）の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することに首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東アジアの包括的経済連携の枠組み（RCEP：アールセップ）の提案があり、歓迎された。また、2012年4月にカンボジアで開催されたASEAN首脳会合において、ASEANとしては本年11月末65の交渉開始を目指すこと、また、このためにも作業部会を可能な限り早く立ち上げることが決定されている。

2008年6月に正式に設立されたERIAは、着実な実績を残し、各国首脳から地域協力への貢献を評価されているが、2010年10月の東アジア首脳会議には、ERIAがまとめた域内のハード・ソフトのインフラ開発、産業振興のビジョンである「アジア総合開発計画」が、報告された。

ASEANを含む広域経済連携構想

ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドとのFTA/EPAは出揃った。



(ii) APEC（アジア太平洋経済協力）

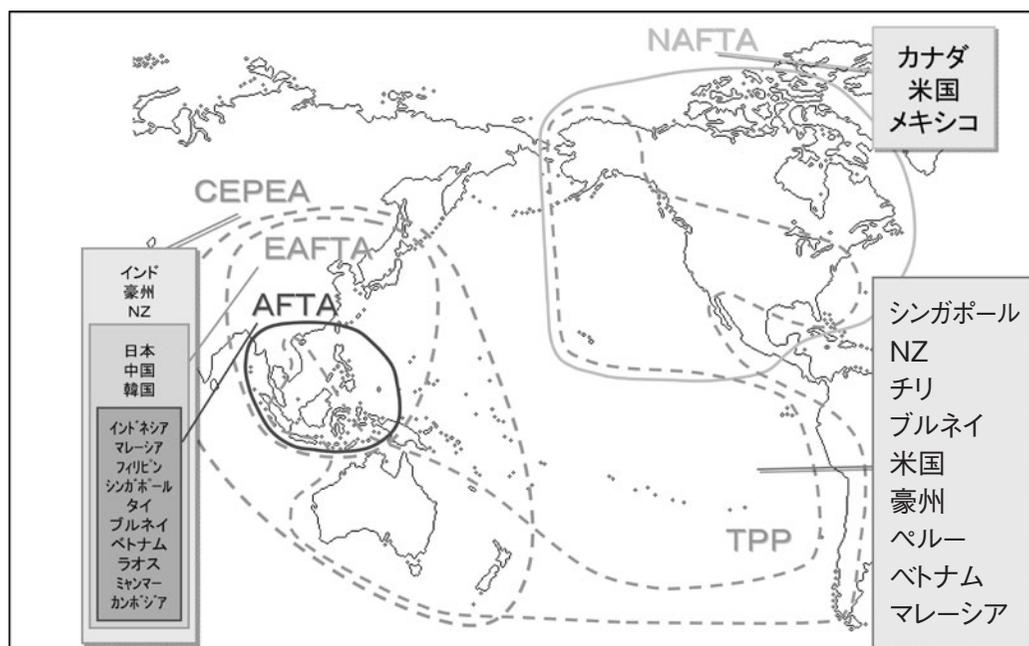
APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーは2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。FTAは本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋におけるFTAの質を高めるための具体的な取組として、FTA交渉の参考となるような文書（「FTAモデル措置」）が策定されている。また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年のAPEC首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008年のAPEC首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。2010年には、我が国はAPEC議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、FTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN + 3、ASEAN + 6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAP

の実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」、「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」及び「安全な成長」の5つを達成することを目的とする、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

2011年にAPECの議長エコノミーを務めた米国は、地域経済統合の強化と貿易の拡大、グリーン成長の促進及び規制の収斂・規制協力という三つの優先分野を掲げ、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けて目指すべき具体的成果に関する検討が行われた。地域経済統合の強化と貿易

の拡大については、FTAAPを通じて、次世代貿易・投資課題に対処しつつ、地域経済統合の強化と貿易の拡大に向け努力していくことが確認されたほか、FTAAPに含まれるべき次世代型の貿易・投資課題について議論を行い、「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について成果をまとめた。グリーン成長の促進については、環境物品に対する関税削減や非関税障壁の撤廃などを通じた環境物品・サービスの貿易投資自由化の推進が合意された。規制の収斂・規制協力については、規制の透明性、実効性、効率性向上のために各エコノミーが「良き規制慣行」を導入すること及びスマートグリッド等の新技術における国際整合性確保のための規制協力の推進が合意された。

アジア太平洋における重層的枠組み



(iii) 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4ヵ国は、環太平洋戦略経済連

携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership : P4) に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAであり、また、

サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えている。2008年3、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にはペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際に、豪州、ペルーも参加を表明、その後ベトナムが将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領がTPP関係国と連携(engage)していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えてTPP協定交渉を開始し、豪州にて第1回交渉会合が実施された。6月にはアメリカ・サンフランシスコにて第2回、10月にはブルネイで第3回、12月にニュージーランドで第4回交渉会合が開かれた。第3回交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わり、また、ベトナムも12

月から正式に交渉国となった。2011年に入ってから、2月にチリで第5回、3月にシンガポールで第6回、6月にベトナムで第7回、9月にアメリカ・シカゴで第8回、10月にペルーで第9回の交渉会合が行われた。11月12日、アメリカ・ハワイで行われたAPEC首脳会議の際には、交渉参加9カ国の首脳が集まり、協定の大まかな輪郭を達成したことを発表した。また、同首脳会議においては、日本、カナダ、メキシコの3カ国が、TPP交渉参加に向けて協議に入る旨を表明した。

その後、2012年中に交渉を終えることを目標に、2012年における追加的な交渉会合の日程を調整するようにとの首脳の指示を受け、12月にマレーシアで第10回交渉会合、2012年3月に豪州で第11回の交渉会合が行われた。2012年中には上記の第11回会合を含め、最低5回の交渉会合が必要であるとされているのに加え、それぞれの正式な交渉会合の間に、各論点について中間会合が行われている。(2012年4月現在)

参考 環太平洋パートナーシップ (TPP) の輪郭 2011年11月12日 (抜粋・仮訳)

2011年11月12日、TPP参加9カ国－オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国－の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。

協定の大まかな骨格は以下のとおり。

重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世

代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。

○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

○地域全域にまたがる協定：TPP参加国の雇用創出、生活水準の向上、福祉の改善、持続可能な成長を促進するという目標を支援するために、TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進する。

○分野横断的な貿易課題：TPPに4つの新しい分野

横断的な課題を取り込むことでAPEC及び他のフォーラムで行われる作業を発展させる。この4つの課題は、以下の通りである。

- 規制制度間の整合性：参加国間の貿易をより継ぎ目のない効率的なものとする事で、これら国々間の貿易を促進する。
- 競争力及びビジネス円滑化：地域的な生産とサプライチェーンの発展等を通じて、各TPP参加国経済の国内及び地域の競争力を強化し、地域の経済統合と雇用を促進する。
- 中小企業：中小企業による国際的な取引を促進しつつ、中小企業が貿易協定を理解し、利用するに当たっての困難に取り組む。
- 開発：包括的で強固な市場自由化、貿易と投資を拡大するような規律強化、及びその他の約束

(全てのTPP参加国が協定を効果的に履行し利益を完全に享受するためのメカニズムを含む)により、経済開発とガバナンスにとって重要な制度が強化され、これによって各TPP参加国の経済発展上の優先課題が前進する。

- 新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。
- 「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。



TPPにおける分野横断的ルール・メイキングの試み

TPP交渉においては、従来のFTA/EPA交渉には見られない「分野横断的事項 (cross cutting issues)」というユニークな作業部会が存在し、具体的には、規制の整合性 (regulatory coherence)、競争力 (competitiveness; サプライチェーン・コネクティビティを含む)、中小企業支援等が議論されている。これは、実際に事業活動を展開している企業が、外国に直接投資を行い、アジア太平洋域内に製品やサービスを提供する場合に直面する各国規制の差異や、サプライチェーンに関する様々な障害をできるだけ減らし、自由な貿易・投資環境を構築しようという試みであり、原産地、投資、サービス、TBT、SPS、知的財産といった個々の分野を横断的に検討するところに特徴がある。また、一部の先進国では、貿易自由化によって製造業が空洞化し、雇用が国外に流出しているとの批判も見られる。このため、各国の産業や雇用に占める割合の大きさに比して、自由貿易協定の利益を十分には享受していないとされる中小企業にとっても、輸出や事業の国際展開を行いやすい環境を整備することによって、貿易自由化の恩恵を均てんとするとの観点から、貿易手続の簡素化や様々な政策支援のあり方が

重要な検討課題となっている。さらに、TPP協定は、当初の交渉当事国に限ることなく、新規加入にオープンな形式とし、規制の整合性などの一部交渉分野については、当初、皆が合意しうる原則論の規定を作成した後、中身を更新・発展させていく生きた合意 (living agreement) という形式が検討されている模様である。これらは、二国間のFTAが重層的に張り巡らされ、産業活動を規律するルールが複雑化しているアジア太平洋地域において、新しいルール・メイキングのあり方を示す大きなポテンシャルを秘めている。

このような発想は、グローバルに事業を展開する産業界の要請によるところが大きく、米国においては、100余の業界団体・個別企業からなる産業横断的なTPP交渉の推進母体 (U.S. Business Coalition for TPP) が形成されており、ボーイング、カーギル、シティバンク、フェデックス、GE、IBM、ファイザー、ウォルマートといったグローバル企業が、熱心にUSTRの交渉チームをバックアップしている。U.S. Business Coalition for TPPは、昨年9月、TPPに求める15の基本原則を公表している。

< TPP原則 >

1. 包括的合意
2. 商業的に有意義な合意
3. 2011年に完結する合意
4. 貿易を簡素化し競争力を高める合意
5. 貿易を円滑化し、生産とサプライチェーンを強化する合意
6. 規制の整合性を高める合意
7. 最高水準の知的財産保護を採用する合意
8. インバウンド・アウトバウンドの投資を保護・促進する合意
9. 透明性を向上させ、腐敗を減らす合意
10. オープンで公平な政府調達機会を促進する合意
11. 公正な競争と衡平な競争条件を促進する合意
12. 価格を引き下げ、消費者の選択を拡大し、競争力を高める合意
13. 市場アクセスの後退（巻き戻し）を禁ずる合意
14. 追加的な参加国を歓迎し、新たな貿易・投資問題が生ずればそれらに取り組むために発展する「生きた」合意
15. 法の支配、TPP加盟国における環境、労働者の保護を促進する合意

3. 我が国における取組

21世紀に入り新興国経済が急速に発展し、世界の実質GDPに占める新興国の比率は、1999年の20.3%から2009年には34.0%に増大³した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界経済に占めるGDPの割合は2011年には8.7%となっている⁴。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが広がっている。具体的には、我が国や韓国、ASEANにおいて生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる⁵。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとってWTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、ラウンド交渉は「近い将来、一括妥結に至

る見込みは少ない⁶状況にある。その一方で、主要貿易国間において高いレベルのEPA/FTA網が拡大しており、我が国の取り組みは遅れている。

このような状況の下で、我が国は、2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、「市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済関係を深化させ、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要」であり、かかる認識の下、「世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める」と同時に、「そのために必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する」ことを決定した。特に、「政治的・経済的に重要で、我が国に大きな利益をもたらすEPAや広域経済連携については、センシティブ品目について配慮を行いつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、交渉を通じて、高いレベルの経済連携を目指す」ことが政府内で合意された。

3 2011年版通商白書（P.4）
 4 2011年版通商白書（P.4）
 5 2011年版通商白書（P.96）
 6 第8回WTO閣僚会議・議長総括

近年、米国や韓国など主要国の間では、FTA等の相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA比率」）が、署名済み・未発効のものも含めれば40%近くに達している。これに対し、我が国のFTA比率は約19%（2011年貿易額）と韓国・米国等に遅れを取っている。例えば、韓国は2011年9月にEUとのFTAを発効させ、米国とのFTAも両国内の批准手続きが完了し、2012年3月に発効予定となっている。2つの大市場国とのFTA発効により、我が国企業は韓国企業と比べて相対的に不利な条件で貿易を行わざるを得ないことになる。

また、米国、EUなどの主要国におけるFTAでは、関税の自由化率が高く、ほとんどのFTAで品目ベースの自由化率が95%以上となっている。これに対し、我が国がこれまで締結してきたEPAでは約86%にとどまっており、自由化率が低いままのEPAは限界に直面しているといえる。欧米主要国等との高いレベルの経済連携を実現するためには、農業・農村の振興、持続可能な強い農業を育てていくこと等との両立を図ることが重要である。

我が国の取組としては、「包括的経済連携に関する基本方針」の決定後の11月に「食と農林漁業の再生実現本部」を設置し、民間有識者を交えた「食と農林漁業の再生実現会議」において、農業強化策の検討を開始した。また、経済産業省においても、「農業産業化支援ワーキンググループ」を設置し、民間企業・農家も交えながら議論を行い、2月には成果を「農業産業化支援について－基本的考え方と方向性－」としてまとめた。この中で提示された、農業産業化にむけた中小企業政策の活用、製造業などの技術や経営改善等のノウハウ導入、農産物の輸出促進等の施策を、「食と農林漁業再生実現会議」を通じて、政府全体の施策に反映させた。

しかし、2011年3月11日に東日本大震災及び

原子力発電所事故が発生し、震災・原発事故対応に注力したため、経済連携に関する議論は一時中断した。震災・原発事故により発生したサプライチェーンの寸断や電力の供給不足は、経済連携の遅れや高い法人税、円高等の震災前からの課題とあいまって我が国産業の空洞化に対する懸念を加速させた。

震災後の状況を踏まえ、我が国は5月に「政策推進指針」を閣議決定し、経済連携及び農業再生の議論を再開させた。その後、10月に「食と農林漁業の再生実現本部」において「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が決定された。この「基本方針」において、「競争力・体質強化、地域振興を5年間で集中展開」し、「高いレベルの経済連携と両立しうる持続可能な農林漁業を実現する」ことを目指すことを決定した。

また、TPPに関しては、11月のAPEC首脳会議直前に野田総理大臣が記者会見を行い、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明した。

そして、国家戦略会議での議論を経て2012年12月に閣議決定された「日本再生の基本戦略」においては、「アジア太平洋の増大する需要を始めたとするグローバル需要の取り込みは、我が国が経済成長を維持・増進していくためにも不可欠である」として、「我が国が率先して高いレベルの経済連携を進め、新たな貿易・投資ルールの形成を主導していくことが重要」との認識が改めて示され、「我が国として主要な貿易相手を始めたとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進める」ことが定められた。

2010年秋に我が国がTPPに対する関心を表明⁷して以降、EUとのEPAや日中韓FTAに向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように、EPAは相互に推進力となるも

7 菅総理大臣は第176回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

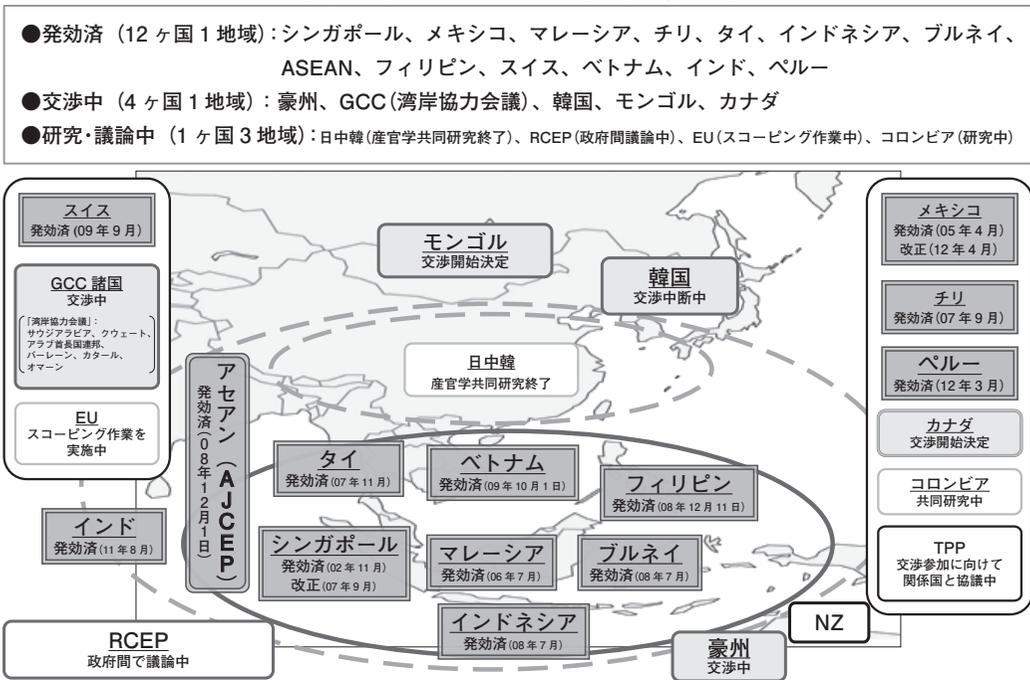
のであり、我が国としては、米国、EU、中国等の世界の主要貿易国との経済連携に向けた取り組みを、一体として進めていくことが重要である。

この項では、かかる観点から、現在我が国が取り組んでいる経済連携について、現在実現に向けて議論が行われている取り組み、及びこれまで我が国が締結してきた経済連携について紹介する。

【取組の状況】

我が国は、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2012年2月現在、13の国・地域とEPA/FTAを署名・発効させ、豪州、韓国、GCCと交渉中である。以下、交渉に向けた取組を行っているEPA/FTAを含め、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

我が国のEPA取組状況



①世界の主要な貿易国との経済連携をはじめ交渉中、又は交渉入りを検討しているEPA

(a) FTAAP実現に向けた道筋

我が国とアジア太平洋地域との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態として既に深い経済的な相互依存関係が構築されている。APECエコノミーは、我が国の輸出の76%⁸を、直接投資残高の61%⁹を占めている。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力と内需の両面において成長が緩やかに留まることが予想さ

れる我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれるアジア太平洋地域との更なる経済関係を強化し、この地域の需要を取り込むことは非常に重要である。そのための手段として、EPAは、物品貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等の多面的なチャネルを通じて貿易・投資環境を向上させることが期待される。

前述の「包括的経済連携に関する基本方針」においても、「アジア太平洋地域は我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域」と位置づ

8 財務省貿易統計 (2010年)

9 国際収支状況 (財務省)、国際収支統計 (日本銀行) (2010年)

けられている。同基本方針においては、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）は、我が国と切れ目のないアジア太平洋地域を形成していく上で重要な構想」であり、「アジア太平洋地域内の二国間EPA、広域経済連携及びAPEC内における分野別取組の積極的な推進に向け主導的な役割を果たし、アジア太平洋地域における21世紀型の貿易・投資ルール形成に向けて主導的に取り組む」ことが定められている。

2011年12月に閣議決定された「日本再生の基本方針」では、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向け、日韓・日豪交渉を推進し、日中韓、ASEAN+3、ASEAN+6といった広域経済連携の早期交渉開始等を目指すとともに、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉参加に向けた関係国との協議を進める」とされた。この項では、FTAAP実現に向けた我が国の取組状況について解説する。

（i）韓国とのEPA（交渉中断中）

日韓EPAは、2003年12月に交渉を開始し、2004年11月以降、事実上中断しており、2008年以降、交渉再開に向け、実務レベルの協議を継続している。2008年2月の李明博大統領就任後の日韓首脳会談において、日韓EPA交渉再開を検討していくことで合意し、2008年4月の日韓首脳会談では、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、2008年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催された。また、2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを審議官級に格上げすることで合意し、2009年7月と12月に審議官級による実務者協議を開催した。2010年5月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。同年9月と2011年5月に、交渉再開に向けた局長級事前協議を開催した。そして、2011年10月に行われた日韓首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施で合意した。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時

に、国際水平分業が成り立っている。韓国側の対日貿易赤字等を背景に、交渉再開には至っていないものの、日韓EPAは、市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、更には経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。それに加えて、韓国が輸入する鉱工業製品の多くに高い関税がかけられており、日韓EPAの関税削減による効果が期待されている。また、2008年2月の首脳会談で合意された「日韓新時代」を象徴するものとなりうる。

なお、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の61.0%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は27.0%にとどまる。また、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（8～10%）、化学工業製品（1～385%）、一般機械（3～13%）、電気機器類（3～13%）となっており、韓国の鉱工業品の関税率は概ね6～8%である（2011年）。

（ii）豪州とのEPA（交渉中）

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。2007年4月に第1回交渉を開始し、これまでに14回の交渉会合を通して日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論を進めているものの、まだ合意には至っていない（2012年2月末現在）。日豪EPAのメリットとしては、関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州

に対する輸出国との間での価格競争力が向上する)、鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、エネルギー・鉱物資源や食料の安定確保など更なる経済関係の強化を図ることができる、といった要素が挙げられる。なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(完成車(5%))、商用車(完成車(5%))、自動車部品(乗用車(5%))、シヨベルローター(5%)など。

※ 完成車、自動車部品(87類)は、2010年1月より5%に関税削減。

(iii) 日中韓FTA(共同研究終了)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三か国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてみますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の20.7%、6.2%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている(2010年、財務省貿易統計による)。

しかしながら、日中韓の3か国の間にはFTAは存在しないことから、日中韓の貿易・経済関係をより緊密化することによって、日中韓さらにはアジア太平洋地域の貿易・経済発展を図るべきとの声が高まり、2000年代初頭から自由貿易枠組みを研究・模索する動きが活発になった。

こうした状況の中、2003年から、日本：総合研究開発機構(NIRA)(2009年にジェトロ・アジア経済研究所に交代)、中国：國務院発展研究センター、韓国：対外研究政策研究院が主体となって民間共同研究が行われた。2009年には、これまでの民間共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、産官学共同研究を実施することが合意され、産業界及び政府が参加した研究が開催されることとなった。2010年5月の第一回会合を皮切りに、7回の

会合が開催され、2011年12月に3か国による共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、SPS(衛生植物検疫措置)やTBT(貿易の技術的障害)、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき日中韓FTAに向けた考え方などが記述されている。

今後、同報告書は日中韓貿易経済大臣会合及び同外相会議を通じて日中韓サミットに報告され、交渉開始に向けて中韓両国と連携して取り組む。

(iv) 東アジアの包括的経済連携(RCEP)

近年の東アジアでの生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、ASEANに対して日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携(CEPEA)」についての専門家研究実施を行うことを2006年に提案した。同専門家研究会は2007年~2009年にかけて実施され、2009年、首脳に対し最終報告がなされた。また、2009年以降政府間での検討を行っており、まずは貿易円滑化に関し、東アジアにおける包括的経済連携が実現した場合のありうべき制度・手続の簡素化等について2011年に報告がとりまとめられた。さらに、2011年には、我が国と中国が共同して自由化に関する作業部会(物品貿易、サービス貿易、投資の3分野)の設置を提案し、合意された(2.(2)③(d)(i)参照)。また、ASEAN側から、これまでの「ASEAN+3」の枠組みでの「東アジア自由貿易地域(EAFTA)」及び「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携(CEPEA)」の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東

アジアの包括的経済連携の枠組み（RCEP：アールセップ）の提案があり、歓迎された。また、2012年4月にカンボジアで開催されたASEAN首脳会合において、ASEANとしては本年11月の首脳会合で交渉開始を目指すこと、また、このためにも作業部会を可能な限り早く立ち上げることが決定されている。中国やインドといった巨大市場を対象とする、東アジア包括的経済連携構想は、域内統合の一層の深化をもたらすことが可能であり、FTAAP実現に向けた道筋の一つとして取り組んでいく。

(v) TPP（交渉参加に向けた関係国との協議中）

我が国は、2010年11月9日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）において、TPPについては、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとし、12月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。2012年3月までに10回以上の協議を行っている。2011年3月11日に発生した東日本大震災を経て策定された「日本再生のための戦略に向けて」（2011年8月5日閣議決定）では、「環太平洋パートナーシップ（TPP）については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。」とした。その後、11月のハワイ APEC 首脳会議を前に、国内で活発な議論が行われ、APECに臨む総理の会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との判断が表明された。

総理の表明をうけ、我が国は2012年1月から TPP 交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を行い、3月までにベトナム、ブルネイ、ペルー、

チリ、シンガポール、マレーシアからは交渉参加への基本的な支持を得た。また、米国、豪州、ニュージーランドとは、引き続き協議を行っていることとしている。

2012年3月までに、我が国が情報収集等の協議及び交渉参加に向けた協議を通じて得た情報によれば、貿易円滑化、TBT、電機通信サービスの分野では交渉が大きく前進しているが、物品貿易、サービス貿易、政府調達、知的財産、投資、競争政策、労働等の分野では、今後も交渉が継続すると見られている。物品貿易と関連する貿易救済や、他の章の内容が確定してからまとめられる制度的事項及び紛争解決手続等については、議論はあまり進展していない模様である¹⁰。

TPPはアジア・太平洋ワイドでの地域経済統合の核、またAPECワイドのFTA（FTAAP）へとつながる経済連携協定になる可能性がある。FTAAPにつながる広域経済連携としては、CEPEA（ASEAN+6）、EAFTA（ASEAN+3）もあるが、TPPはこうしたいくつかの中で実際に交渉がスタートしている枠組である。今後、我が国は、関係各国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、国益の視点に立って、TPPについての結論を得ていくこととなる。

(b) EUとの経済連携（スコーピング作業中）

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、近年、先進国であるカナダとの交渉を開始（2009年）し、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。

こうした中、日EUの経済連携協定（EPA）/ 統合協定（EIA）については、2009年5月の日

¹⁰ 個別分野における交渉状況の詳細については、経済産業省及び内閣官房HP掲載の「TPP協定交渉の分野別状況（平成24年3月）」及び「TPP協定交渉の分野別状況（平成23年10月）」を参照。http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/tpp.html

EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲（scope）」及び「野心（ambition）」のレベルを定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

2011年11月、G20首脳会合が開催されたカンヌにおいて、日EU首脳協議が開催された。同協議においては、野田総理から、スコーピング作業の成功裏の終了と早期交渉開始に向けたEU側の協力を求めたのに対し、バローゾ欧州委員会委員長からスコーピング作業を迅速化・加速化することにコミットしており、さらに努力を続けたいとの発言があった。これらの経緯を経て、関税、非関税措置、サービス、投資、政府調達、知的財産権、競争政策を含む双方の関心事項について、現在、早期の交渉入りを目指して協議を進めている。

日EU・EPA/EIAに向けた産業界からの要望は高い。例えば、日本経団連は、累次の提言に加えて、2011年10月には「日・EU経済統合協定に関する緊急提言」を発表し、早期の交渉開始を提言しており、日欧産業界から構成される日EU・ビジネス・ラウンドテーブルも、2011年9月に「スコーピングを、可能な限り速やかに、成功裡に終えること」を内容とする緊急提言を行い、2012年4月の年次会合において、スコーピングの加速化に加え、EU側での交渉権限取得にかかる作業の促進を内容とする提言を示している。

(c) GCCとのFTA（交渉中）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる

GCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉総理（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。また、2009年3月には第4回中間会合を開催した。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約70%（2008年）を占め、また我が国からの総輸出額も2.8兆円に達する（2008年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。更に、日・GCC間のFTAに含まれていない分野については、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートと、それぞれ二国間の取組を設置・強化している。サウジアラビアとは中絶していた投資協定交渉を2006年10月から再開し、2008年5月に実質合意に至った。カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議するカタール合同経済委員会を2006年11月から2009年11月まで計4回開催し、投資協定の早期締結を目指すことを決定した。また、アラブ首長国連邦との間にも合同経済委員会を設置し、2007年12月に第1回を開催、クウェートとの間でも2008年7月に合同委員会の設置に合意した。

(d) カナダとのEPA（交渉中）

日加間のEPAについては、2010年11月のAPEC横浜会合の際の日加首脳会談で、菅総理（当時）から「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、アジア太平洋の地域経済統合の中で前向きに考えていく旨を発言した。2011年2月に日加EPAの可能性に関する共同研究の開始が発表され、2011年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月に来日したハーパー首脳と野田総理大臣との首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。

(e) モンゴルとのEPA（交渉中）

モンゴルとのEPAについては、2010年1月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究が立ち上げることを決定された。共同研究は第一回を2010年6月にウランバートルで、第二回を同年11月に東京で、最終回となる第三回を2011年3月にウランバートルでそれぞれ開催した。共同研究の最終報告書は2011年3月に完成した。その中で、「幅広い分野を網羅するEPAが日本とモンゴルの緊密な経済関係と両国の経済の間の相互補完的な関係を一層発展させることを寄与することを確信し、日・モンゴル官民共同研究グループは、両国首脳に対して、日・モンゴルEPA交渉の速やかな開始を提言することを決定した」と記載された。

同共同研究の最終報告書をうけ、2012年3月に来日したバトボルド・モンゴル首相と野田総理大臣との首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日・モンゴル経済連携協定（EPA）交渉を開始することで一致した。

日モンゴルEPAが締結されればモンゴルにとって初めてのFTA/EPAとなるものであり（2012年4月現在、モンゴルはいずれの国ともFTA/EPAを締結していない）、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

(f) コロンビアとのEPA（共同研究中）

2008年に設立された両国産学官の代表者で構成する「日本コロンビア賢人会」により、日本とコロンビアとのEPAが、2008年にコロンビア大統領に対し、2009年に日本総理に対して提言された。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済の中南米諸国とのFTAに加え、米国、EU、カナダ等とのFTAに合意した他、韓国ともFTA交渉を既に開始している。

この様な状況の中、「日本コロンビア賢人会」

による提言をふまえて開始されたコロンビアとの投資協定締結交渉は、2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のサントス大統領訪日時に署名式を行った。また、野田総理との首脳会談においてサントス大統領からの提案を受け、EPA共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月、ボゴタに於いて第1回共同研究会合が開催された。

②発効済みEPA

(a) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、広域経済連携の取組（前述①（iv））に加えて、ASEAN各国との二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN全体とのEPA

ASEAN全体とのEPAである日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りで署名を完了し、12月1日に発効した（2012年2月時点で日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピンに関して発効）。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7億人、経済規模5兆6千億ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。更に、AJCEPは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み（二国間のEPA、AFTA）における特惠

を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びアセアン域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。

また、AJCEPのサービス貿易章・投資章については、協定発効後1年以内に小委員会を立ち上げ、引き続き交渉していくこととされており、2010年10月に両章の交渉を開始した。

(ii) シンガポールとのEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。本協定発効後、我が国のシンガポールとの物品貿易は、輸出が44.6%増、輸入が32.3%増で貿易黒字が27.2%増と堅調に推移している。サービス貿易は、受取が2.7倍、支払いが67.0%増となり、サービス収支が黒字に転じている。また、対シンガポール直接投資残高は対外投資が59.8%増、対内投資が9.1倍となっている(いずれも2002年と2007年の比較)。

(iii) フィリピンとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月9日の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間にお

ける包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

(iv) マレーシアとのEPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月13日に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目としては、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化に加え、ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境整備小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月の第1回を皮切りに、2011年9月までに5回の会合が開催されている。ビジネス環境整備小委員会では、同地でビジネスを行う上で様々な問題を議論し、一部解決が見られていることから、産業界からも高い評価を得ている。このほか、原産地やサービス、投資、TBT(貿易の技術的障害に関する協定)、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

(v) タイとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月3日に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行う。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メ

メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び、介護福祉士の日本への受入について、並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN内では第1位の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であるため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2010年現在、日本商工会議所加盟数がASEANで最大）ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2010年までに3回開催しており成果が出始めている。投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも本協定のメリットは大きい。

(vi) インドネシアとのEPA

2005年7月より交渉を開始し、2006年11月に大筋合意を確認、2007年8月の首脳会談で署名に至り、2008年7月に発効した。

インドネシアとの経済連携協定は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性及各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されている。我が国はインドネシアにとって最大の貿易相手国（2010年）であり、両国の経済的な結びつきは深い。インドネシアはASEAN域内で最大の人口（約2.38億人）を擁しており、我が国企業にとって有望な市場への優先的なアクセスが実現する。本協定に基づき、製造業分野での二国間協力（14分野27案件）を実施しており、二国間経済関係が一層強化が期待される。また、本協定に

より、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載）。が208人、2009年度には362人、2010年度には116人来日し、2009年度2名、2010年度15名が看護師候補者で合格している。

(vii) ブルネイとのEPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の麻生・モハメッド外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月に署名し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国の1つである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

(viii) ベトナムとのEPA

ベトナムとのEPAは、2006年10月の日越首脳会談において交渉入りに合意、2007年1月に交渉開始。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月、協定に正式署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ（2003年開始）や日越投資協定（2004年発効）の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日越EPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の第3の経済的支柱として、政治・経済関係の更なる強化に資する

ことが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナムにとっては、中国ASEAN FTA、韓国ASEAN FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側は鉱工業品分野ではほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術

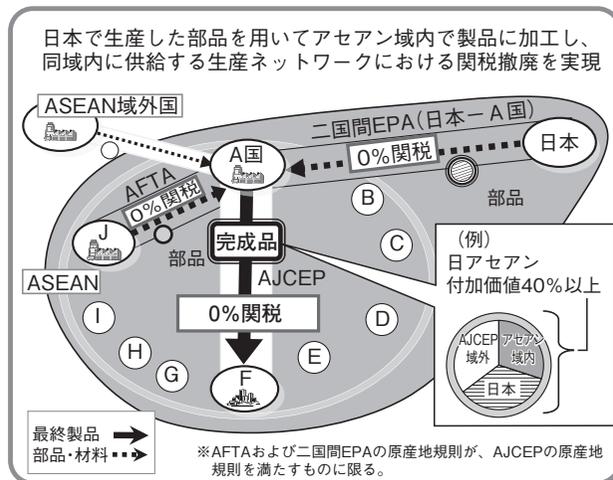
者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後の協議の結果、2011年10月の日越首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われた。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行うことも規定されている。

◆◆◆ 日本とASEAN各国とのバイ協定と日アセアンEPAとの関係

アセアンと各国との二国間EPA（日シンガポール、日マレーシア、日タイ、日ブルネイ、日インドネシア、日フィリピン：発効済、日ベトナム：署名済、両国での国会承認等所用の経路を経て発効した後利用可能に）と日アセアンEPA（AJCEP）とは、法的な優先関係が存在しない全く別個の協定である。AJCEPはアセアン10か国との協定であるので、二国間EPAのないカンボジア、ラオス、ミャンマーもカバーしている。また、AJCEPと二国間EPAの両方が利用可能である国と日本との貿易では、産品がそれぞれの協定に基づく原産品と認められる場合、それぞれの協定に基づく特惠税率が適用可能で

ある。どちらの関税上の特惠が適用されるかは、原則、輸入国税関に輸入申告する際、輸入者がどちらの協定の規定に基づく原産地証明書を添付したかによって決まる。そのため、各利用者が双方を比較しより良い方を選択することが可能である。特に、日本である製品の部品を生産し、それをアセアン加盟国Aに輸出し、さらにそのまま、またはA国で加工して他のアセアン加盟国Bに輸出するケースでは、B国が輸入する際には日本の二国間EPAは適用されないが、AJCEPの適用が可能な場合がある。日本とアセアン域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEPは非常に重要である。

日アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用



(b) メキシコとのEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出力（2008年）は発効前の2004年から約1.6倍、日本のメキシコからの輸入量は約1.5倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（現在までに4回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。なお、2009年に4月に開始された協定見直し交渉が、2011年2月に合意に至った（同年9月署名、2012年4月に発効）。本見直しにより、物品の貿易に関する市場アクセスの条件が更に改善し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度等が導入される。今後、両国間貿易が一層促進され、両国経済関係が一層緊密化することが期待される。

(c) チリとのEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2

月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名され、同年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約50か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要であった。

(d) スイスとのEPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、同年9月1日に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化（主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等）、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度を導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。また、本協定の実施状況や改正について議論する合同委員会を設置し、2011年2月には第2回の会合を開催した。このほか、経済関係の緊密化、原産地分野などにお

ける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

(e) インドとのEPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。さらに、2009年12月の日印首脳会談で、早期合意を目指し交渉を加速化することに合意した後、2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名に至り、同年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけでなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品（7.5%～12.5%）、鉄鋼製品（5%）、工作機械（7.5%）など（2010年）。

(f) ペルーとのEPA

2008年11月の日秘首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日秘EPAの交渉開始に向け双方合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日秘首脳会談にて、日秘EPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会

合を開催し、2010年11月に交渉を完了した。その後、2011年5月に署名し、両国内での批准手続きを経て2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。